

「国保の会」東葛 5 市交流会の要望等について（発言の要旨）

要望 1 国保が社会保障制度の中核となる制度であることをふまえ、その財政的な手当のため、国庫負担金を従前の水準（総医療費の 4 5 %）に戻すよう国に働きかけ、千葉県としても廃止した補助金を復活してください。

回答 国に対しては、全国知事会等を通じ、国保の抱える構造的問題を解決し、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るための制度とするよう要望しています。

この結果、基盤安定制度などの各種の制度改革や財政措置が講じられてきたところですが、社会保障・税一体改革大綱や関連法の成立を受け、国は、保険料（税）軽減対策の拡充や低所得者の多い市町村に対する財政支援の拡充を更に検討しているところです。

今後とも国保事業の経営基盤の安定化及び国保財政の健全化が図られるよう、国に働きかけていきたいと考えています。

なお、県では、市町村国保に対して、国保財政の安定的な運営に向けて、法定分として本年度は 4 0 0 億円を超える負担をしているところですが、現下の県の財政状況を踏まえると、県の単独助成は厳しいと考えています。

要望 2 生活困難者に対する保険料減額・免除の制度を活用するように市町村に働きかけてください。また各自治体の国保法 7 7 条にもとづく、実施件数、実施金額の提示をお願いします。

回答 保険料（税）の減免は、分割納付等を行ってもなお納付が困難な者に対する救済措置であり、各市町村で定めた基準に照らし、個々の実情を十分調査のうえ、負担能力の有無を判断しながら活用していると考えています。

保険料（税）の減免については、すべての市町村で制度が設けられていますが、平成 2 3 年度においては、5 4 市町村で、5 5, 4 5 9 世帯に対し 9 0 8, 9 6 0 千円（東日本大震災による減免を含む。）が減免されています。

要望 3 医療保険は憲法 25 条が求める最低限度の生活を担保するものとの立場から、医療受診権をおびやかす短期保険証や資格証明書の発行をやめるよう市町村を指導してください。また保険証を発行する際には、十分な生活の状況の把握、または臨戸訪問などの実施、適正な面談の有無などの状況をお知らせください。

回答 資格証明書や短期被保険証については、法令や国の通知に従い適正に発行するよう市町村を指導しています。

市町村においては、滞納者に対し、文書催告を基本としながら、電話催告、臨戸訪問による接触も図り、納付相談を受ける中で、滞納者の状況を把握しているものと承知していますが、納付が滞っている場合には、納付状況を勘案して、一定の期間を定めて被保険者証を発行しているものと理解しています。なお、発行後においても、滞納者の実情を把握するよう指導しています。

要望 4 国保料の滞納を理由とする生活困難者に対する強権的な差押は中止するよう市町村を指導してください。なお、県が各市町村の状況をどう把握しているのか、実施件数、実施金額の提示をお願いします。

回答 国保料（税）の滞納者については、接触の機会を確保し、十分な実情を把握するよう指導するとともに、国保料（税）の減免や分割納付などについて、適切に運用するよう指導しているところです。

差押等強制的な国保料（税）の徴収については、滞納者の実情を十分踏まえたうえでの最終的な手段として実施しているものと認識しています。

平成 23 年度中に実施された延べ差押世帯数は 8, 306 世帯、差押金額は 53 億 6653 万余円です。

要望 5 国保法 44 条に基づく医療費の減免制度の整備と使い勝手の改善を市町村に働きかけてください。また、実施自治体数、実施金額の提示をお願いします。

回答 平成 22 年に、国が「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱いについて」通知を改正したことを受け、各市町村において減免基準等を制定するよう指導しており、平成 24 年 12 月現在、33 団体で基準が制定されていると聞いています。

県としましても、まずは、制定に向け引き続き指導してまいります。

また、平成 23 年度は、10, 131 件、614, 478 千円（東日本大震災による減免を含む。）が減免されています。

要望 6 現在、国が進めようとしている国保の都道府県単位化（広域化）をやめて、住民の顔が見える国保行政を行ってください。都道府県化に向けて取り組んでいる内容、および各市町村が負担すべき保険料などの見直しなどの具体的な内容があればご提示ください。

回答 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在や、市町村間の保険料格差などの課題の解決に資する方策として、市町村国保の財政運営の広域化を推進することとされています。

今後とも、国保運営の安定化等のために、市町村と共通認識のもとに、十分意見交換を行っていかねばならないと考えています。

なお、今年度の国保法の改正により平成 27 年度から保険財政共同安定化事業が拡大することとされたので、円滑な移行に向けて改めてシミュレーションを行いたいと考えています。また、保険料の見直しなどの検討には至っていません。

要望 7 国民の反対にあった後期高齢者医療制度の形を変えての延命を画策しないよう国に働きかけてください。

回答 今後の社会保障制度全般については、平成 24 年 8 月 10 日に成立した社会保障制度改革推進法に基づき設置された社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとされています。

県としては、全国知事会と連携しながら国の動向や同会議における議論を注視し、必要に応じて意見を提出していきたいと考えています。